



秋の火災予防運動が実施されます！

秋も一段と深まり、今まで使用していなかったストーブなど火を取扱う機会が多くなる時季となります。

扱い慣れた火でも油断すれば火災に繋がる危険がありますので、今一度「火の取扱い」には十分気をつけましょう。

【統一防火標語】

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

【運動期間】

10月15日（火）から10月31日（木）



火災予防運動が
はじまりますよ！

火災予防運動期間中、消防支署と消防団との合同による一般家庭の火災予防査察を実施しますので、村民の皆様のご協力をお願い致します。

サイレンを鳴らします！

消防署猿払支署では、運動期間中（15日、20日、25日、30日）の4回、午後7時に30秒間サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお知らせ致します。

暖房機器の点検・整備について

これから冬季にかけ、暖房機器を使用する機会が多くなってきますが、点検・整備等はお済でしょうか。暖房機器の通気口や吸気ファン等にホコリやチリが溜まると、不完全燃焼ガスが発生し、そのガスに引火する「吹き返し現象」が起こり、火災が発生する恐れがあります。

また、暖房機器をお使用の際は近くに洗濯物を干したり、スプレー缶等を置かないで下さい。カートリッジ式のストーブの給油は必ず火を消してから行い、給油キャップがしっかり閉まっていることを確認しましょう。

住宅用火災警報器の点検をしましょう！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、5年以上が経過します。

住宅用火災警報器の『ボタンを押す』もしくは『紐を引く』ことで、簡単に作動確認をすることができます。電池切れを未然に防ぐためにも今一度、住宅用火災警報器の作動点検の実施をお願い致します。

村民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。